

ダイバーシティ推進委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条及び基本規程第20条に基づくダイバーシティ推進委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、一般社団法人日本認知・行動療法学会のダイバーシティ推進に関する業務を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員は、原則としてその半数以上を女性とする。
- 4 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、理事の中から理事長が指名する。
- 6 委員長指名の副委員長を置くことができる。
- 7 委員長および副委員長の任期は、理事の在任期間とする。

第4条 委員会は、各種事業を行うために以下の小委員会を置く。なお、各小委員会の規定は別途定める

- ・ハラスメント防止小委員会

第5条 本規程ならびに小委員会規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2020年7月26日より施行する。

附 則

- 1 本規程の変更は、2022年1月8日より施行する。